

第4章 国税・県税

国税の種類とあらまし

※国税について詳しくは税務署(P96をご覧ください。)にお尋ねください。



所得税 個人の1年間の所得に対してかかる税金です。
※(復興特別所得税)東日本大震災からの復興施策実施に必要な財源を確保するためにかかる税金で、平成25年から令和19年度まで基準所得税額×2.1%を併せて納める義務があります。

法人税 法人の企業活動により得られる各事業年度の所得に対してかかる税金です。

特別法人事業税 都道府県に税源を譲与するために各事業年度の法人事業税(県税)額に税率を乗じて算出する税金です。

地方法人税 地方交付税の財源を確保するために各事業年度の課税標準法人税額に税率を乗じて算出する税金です。

森林環境税 令和6年度から日本国内に住所を有する個人に対してかかる税金です。都道府県および市町村に「森林環境譲与税」として譲与されます。

相続税 財産を相続等により取得したときにかかる税金です。

贈与税 個人から財産をもらったときにかかる税金です。

地価税 大規模に土地を保有している会社や個人にかかる税金です。平成10年度から課税を一時停止しています。

消費税 国内での商品の販売、物品の貸し付け、サービスの提供などの取引や輸入される貨物に対してかかる税金です。

酒税 清酒やビール・ウィスキーなどの酒類を製造場から出荷などしたときにかかる税金です。

揮発油税 自動車の燃料になるガソリン等を製造場から出荷したときや輸入したときにかかる税金です。

地方揮発油税 「揮発油税」と同様に課税される税金です。都道府県および市町村に「地方揮発油譲与税」として譲与されます。

石油石炭税 原油・天然ガスなどまたは石炭を採取場から出荷したとき、原油・天然ガスなどまたは石炭を輸入したときにかかる税金です。

航空機燃料税 航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかる税金です。収入の一部は「航空機燃料譲与税」として空港関係都道府県および市町村に譲与されます。

石油ガス税 LPGスタンドなどの石油ガスの充てん場から出荷などしたときにかかる税金です。収入の一部は「石油ガス譲与税」として都道府県および政令指定都市に譲与されます。

たばこ税 製造たばこを製造場から出荷などしたときや輸入したときにかかる税金です。

たばこ特別税 平成10年12月1日からたばこ税に併せて課されている税金です。

とん税 外国の貿易船が寄港したときにかかる税金です。

特別とん税 「とん税」と同様に外国の貿易船が寄港したときにかかる税金です。港のある市町村に「特別とん譲与税」として譲与されます。

印紙税 契約書、受取書など印紙税法に定められた文書を作成したときにかかる税金です。

自動車重量税 自動車検査証の交付などや車両番号の指定を受けるときにかかる税金です。収入の一部が都道府県および市町村に「自動車重量譲与税」として譲与されます。

登録免許税 不動産、船舶、会社の登記・登録などのときにかかる税金です。

関税 外国から輸入した貨物にかかる税金です。

国際観光旅客税 船舶、航空機で日本から出国するときにかかる税金です。

電源開発促進税 電力会社が一般家庭などに電気を供給し料金の支払を受ける権利が確定したときにかかる税金です。

税からのお知らせ

福岡市の予算と市税収入

個人の市民税(個人住民税)

法人市民税

固定資産税

都市計画税

軽自動車税

その他の市税

市税の納付など

国税・県税

暮らしと税金

税に関するお問い合わせ他